

合併協定項目の協議状況

平成 16 年 9 月 2 日 現在

郡家町・船岡町・八東町合併協議会

■■■ 目 次 ■■■

合併協定項目



1	合併の方式	1
2	合併の期日	1
3	新町の名称	1
4	新町の事務所の位置	1
5	財産の取扱い	2
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	2
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	2
8	地方税の取扱い	2
9	一般職の職員の身分の取扱い	3
10	地域審議会等設置の取扱い	4
11	特別職の身分の取扱い	4
12	条例、規則等の取扱い	5
13	事務組織及び機構の取扱い	5
14	一部事務組合等の取扱い	5
15	使用料、手数料等の取扱い	6
16	公共的団体等の取扱い	6
17	補助金、交付金等の取扱い	7
18	字名の取扱い	8
19	慣行の取扱い	8
20	国民健康保険事業の取扱い	8
21	介護保険事業の取扱い	9
22	消防団の取扱い	9
23	各種事務事業の取扱い	9
1	消防防災関係事業	9
2	電算システム事業	10
3	その他総務関係事業	10
4	広報広聴関係事業	11
5	男女共同参画事業	11
6	姉妹都市等との交流事業	11
7	交通関係事業	11

8	その他企画関係事業	12
9	窓口業務	13
10	健康対策事業	13
11	高齢者福祉事業	13
12	障害者福祉事業	14
13	児童福祉事業	14
14	環境対策事業	15
15	その他福祉保健事業	16
16	農業水産関係事業	16
17	林業事業	17
18	商工観光事業	17
19	建設関係事業	18
20	都市計画事業	18
21	水道事業	19
22	下水道事業	19
23	学校教育関係事業	20
24	生涯学習・社会教育関係事業	21
25	文化振興事業	21
26	人権・同和対策事業	21
27	議会関係業務	22
28	その他協議が必要な事業	22
24	その他合併に関すること	22
25	新町建設計画	23

合併協定項目

1 合併の方式

八頭郡郡家町、同郡船岡町、同郡八東町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設（対等）合併とする。

■第1回合併協議会 協議第9号 平成16年5月28日確認

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年（2005年）3月中を目標とする。

■第1回合併協議会 提案第1号 平成16年5月28日提案

■第2回合併協議会 協議第10号 平成16年6月10日確認

合併の期日は、平成17年3月31日とする。

■第7回合併協議会 協議第61号 平成16年8月11日確認

3 新町の名称

新町の名称は、「八頭町^{やずちょう}」とする。

■第2回合併協議会 提案第10号 平成16年6月10日提案

■第3回合併協議会 協議第19号 平成16年6月23日確認

4 新町の事務所の位置

- ① 新町の事務所の位置は、現在の郡家町の役場の位置とする。
- ② 新町の事務所の位置とならない現在の役場には支所を置くものとする。
- ③ 現在の3町の役場の収容能力を勘案し、本庁機能の一部を分散し配置する。

■第2回合併協議会 提案第11号 平成16年6月10日提案

■第3回合併協議会 協議第20号 平成16年6月23日確認

5 財産の取扱い

- 1 3町の所有する財産、公の施設及び債務は、全て新町に引き継ぐ。公の施設の名称については、合併時に調整する。
- 2 現行の財産区の財産は、現行の財産区有財産として新町に引き継ぐ。

■第1回合併協議会 提案第2号 平成16年5月28日提案

■第2回合併協議会 協議第11号 平成16年6月10日確認

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 地方自治法第91条第1項の規定による新町の議会の議員の定数は、21人とする。
- 2 新町設置の日から50日以内に行われる一般選挙に限り、現在の各町の区域を以て選挙区を設置する。

各選挙区の定数は、次のとおりとする。

郡家町区域：10人 船岡町区域：5人 八東町区域：6人

■第2回合併協議会 提案第12号 平成16年6月10日提案

■第3回合併協議会 協議第21号 平成16年6月23日確認

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

1. 3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
2. 在任特例期間以後の選挙による委員の定数は19人とし、現在の各町の区域を以て設置した選挙区ごとに選出する。

各選挙区の定数は、次のとおりとする。

郡家町区域：9人 船岡町区域：4人 八東町区域：6人

■第3回合併協議会 提案第38号 平成16年6月23日提案

■第4回合併協議会 協議第34号 平成16年7月14日継続協議

■第5回合併協議会 協議第34号 平成16年7月26日継続協議

■第6回合併協議会 協議第34号 平成16年8月6日確認

8 地方税の取扱い

3町で差異のない税制については、現行のとおりとし、差異のある税制については、次のとおりとする。

1 個人町民税

- (1) 納期については、郡家町、船岡町の例による。
- (2) 普通徴収に係る納税通知書の交付については、郡家町、船岡町の例による。

2 法人町民税

減免については、船岡町の例による。

3 固定資産税

- (1) 納期については、郡家町、船岡町の例による。
- (2) 納税通知書の交付については、郡家町、船岡町の例による。
- (3) 土地の評価方式については、平成 18 年度の評価替えに反映するよう調整する。
- (4) 過誤納付金については、郡家町の例による。

4 軽自動車税

納税通知書の交付については、八東町の例による。

5 特別土地保有税

免税点については、郡家町、船岡町の例による。

6 入湯税については、八東町の例による。

7 申告受付の場所及び実施日数については、新町において調整する。

■第 2 回合併協議会 提案第 13 号 平成 16 年 6 月 10 日提案

■第 3 回合併協議会 協議第 22 号 平成 16 年 6 月 23 日確認

9 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐ。職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 2 職員の職の設置及び職名については、合併時に調整し統一する。
- 3 給与制度については、国家公務員の取扱いに準ずることを基本とし、3 町の現行制度も勘案しつつ、合併時に調整し統一する。なお、現職員の給料については、現給を保障する。
- 4 職員の分限及び懲戒、勤務時間その他の勤務条件、服務、研修及び福利厚生等については、3 町の現行制度を基本に国、県及び他の町村の状況を勘案しながら、合併時に調整し統一する。

■第 2 回合併協議会 提案第 14 号 平成 16 年 6 月 10 日提案

■第 3 回合併協議会 協議第 23 号 平成 16 年 6 月 23 日確認

10 地域審議会等設置の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会、同法第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区及び同法第5条の8第1項の規定に基づく合併特例区は、設置しない。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく審議会等又は同法202条の4第1項の規定に基づく地域自治区の設置については、必要に応じ新町において検討する。

- 第5回合併協議会 提案第51号 平成16年7月26日提案
- 第6回合併協議会 協議第60号 平成16年8月6日継続協議
- 第7回合併協議会 協議第60号 平成16年8月11日継続協議
- 第8回合併協議会 協議第60号 平成16年8月26日修正協議
- 第9回合併協議会 協議第60号 平成16年9月2日確認

11 特別職の身分の取扱い

- 1 町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。報酬の額、期末手当及び費用弁償等は、現行報酬額等及び同規模の自治体の例をもとに合併時に調整する。
- 2 町議会議員及び農業委員会委員の報酬額等については、現行報酬額等及び同規模の自治体の例をもとに合併時に調整する。
- 3 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬額等については、現行報酬額等及び同規模の自治体の例をもとに合併時に調整する。
公平委員会については、現行どおり鳥取県人事委員会へ委託する。
- 4 審議会・委員会等の付属機関は、現に3町で設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合し、その他のものについては、新町において調整する。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに合併時に調整する。
- 5 その他の条例で定める特別職の職員については、現に3町で設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合し、委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに合併時に調整する。その他のものについては、新町において調整する。

- 第2回合併協議会 提案第15号 平成16年6月10日提案
- 第3回合併協議会 協議第24号 平成16年6月23日確認

12 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により調整する。

- 1 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時に制定施行するもの(即時施行)
- 2 合併後においても、一定の地域に当分の間、暫定的に施行するもの(暫定施行)
- 3 合併後において、逐次制定し施行するもの(逐次施行)

■第1回合併協議会 提案第3号 平成16年5月28日提案

■第2回合併協議会 協議第12号 平成16年6月10日確認

13 事務組織及び機構の取扱い

- 1 新町の組織・機構については、住民サービスが低下しないように十分配慮することとし、次の方針に基づき整備する。
 - (1) 現在の郡家町、船岡町及び八東町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。
 - (2) 町民が利用しやすく、町民の声を適正に反映することができる組織及び機構とする。
 - (3) 行政課題や緊急時に即応できる機能的な組織及び機構とする。
 - (4) 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織及び機構とする。
- 2 附属機関は、3町すべてに置かれているものについては合併時に統合し、その他のものについては実情を考慮し、合併時または新町において整備する。

■第1回合併協議会 提案第4号 平成16年5月28日提案

■第2回合併協議会 協議第13号 平成16年6月10日確認

14 一部事務組合等の取扱い

- 1 鳥取県東部広域行政管理組合、八頭環境施設組合、鳥取県市町村消防災害補償組合及び鳥取県町村職員退職手当組合については、新町においても引き続きそれぞれの一部事務組合に加入し、関係事務の共同処理を継続する。
- 2 八頭郡町村就学指導推進協議会については、現在行っている事務の共同処理について関係市町村と協議し、合併時に調整する。
- 3 鳥取県町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会、審査会については、3町は合併の日の前日をもって当該委員会、審査会から脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。
- 4 公平委員会に関する事務、職員研修に関する事務については、新町においても引き続き当該事務を鳥取県に委託し、事務の共同処理を継続する。
- 5 八頭東部衛生施設組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合

併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。郡家町外三ヶ町し尿施設組合については、3町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。

■第4回合併協議会 提案第39号 平成16年7月14日提案

■第5回合併協議会 協議第48号 平成16年7月26日確認

15 使用料、手数料等の取扱い

1 手数料については、原則として下記に掲げるとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

- ① 3町とも同じ場合は現行のとおりとする。
- ② 3町が同じで1町が異なる場合は、2町の例による。
- ③ 3町が異なる場合は、金額が低い町の例とし、制定されていない町がある場合は制定している町の例による。
- ④ 2町あるいは1町のみ制定してある場合は、金額が低い町の例とし、制定されていない町は制定している町の例による。
- ⑤ 上記にかかわらず公図等の複写手数料のうち白黒複写は、八東町の例による。

2 施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに住民負担に配慮し、負担の公平の原則から適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

■第1回合併協議会 提案第5号 平成16年5月28日提案

■第2回合併協議会 協議第14号 平成16年6月10日確認

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。

1 各町共通の団体について

- ① 新町の一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整する。
- ② 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。
- ③ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調

整に努める。

2 各町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

■第1回合併協議会 提案第6号 平成16年5月28日提案

■第2回合併協議会 協議第15号 平成16年6月10日確認

【土地開発公社】

1 八東町土地開発公社については、合併の日の前日までに解散する。

2 郡家町土地開発公社については、新町において新町の土地開発公社として存続するものとする。

■第2回合併協議会 提案第16号 平成16年6月10日提案

■第3回合併協議会 協議第25号 平成16年6月23日確認

17 補助金、交付金等の取扱い

補助金等の事業目的、効果を総合的に勘案し、3町の予算額合計より増額しないことを基本として次のとおり調整する。なお、新町で3年以内を目途に、従来からの経緯・実情等に配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直すこととする。

- ① 3町で同一あるいは同種の団体に対する補助金等は、関係団体の理解と協力を得て組織の統合を推進しつつ、補助金を統一する方向で合併時または、新町において調整する。
- ② 1町または2町のみにある団体に対する補助金等は、制度の経緯・実情を踏まえ、新町全体の均衡に配慮し合併時または、新町において調整する。
- ③ 3町で同一あるいは同種の事業に対する補助金等は、制度を統一する方向で合併時または、新町において調整する。
- ④ 1町または2町のみで実施している補助金等は、事業の実績を踏まえ、予算額合計を増額しないことを基本とし、新町全体の均衡に配慮して合併時または、新町において調整する。
- ⑤ 他の補助金等と整理統合できる補助金等については、整理統合の方向で合併時または、新町において調整する。

■第1回合併協議会 提案第7号 平成16年5月28日提案

■第2回合併協議会 協議第16号 平成16年6月10日確認

18 字名の取扱い

- ・ 3町の字の名称及び区域は、従前のおりとし、従前の大字名の前に現町名を付けるかどうかについては、現町において合併の日までに調整する。
- ・ 現在の郡家町大字郡家、郡家町大字殿、船岡町大字郡家、船岡町大字殿については、関係町において合併の日までに調整する。
- ・ 新町名と大字名の間には「大字」の文字は表記しない。

■第1回合併協議会 提案第8号 平成16年5月28日提案

■第2回合併協議会 協議第17号 平成16年6月10日確認

19 慣行の取扱い

- 1 町章、町旗については、新町において新たに制定する。
- 2 名誉町民制度については、郡家町の例により合併時に新たに制定する。ただし、合併時までに名誉町民の称号を授与された者は、新町に引き継ぐ。
- 3 町の花・木・鳥、町歌、町の音頭、町民憲章、表彰、宣言、新年祝賀会については、新町において調整する。

■第1回合併協議会 提案第8号 平成16年5月28日提案

■第2回合併協議会 協議第18号 平成16年6月10日確認

20 国民健康保険事業の取扱い

- 1 税率については、新町において段階的に調整を行い、平成22年度までに統一する。
なお、合併年度は3町それぞれの例による。
- 2 減免については、八東町の例による。
- 3 賦課期日及び本算定日については、現行のおりとする。
- 4 納期については、郡家町、船岡町の例による。
- 5 出産育児一時金については、現行のおりとする。
- 6 葬祭費については、現行のおりとする。
- 7 高額療養費支払資金貸付金制度については、新町においても実施する。
- 8 国民健康保険運営協議会については、新町において新たに設置する。
- 9 受領委任払い制度については、現行のおりとする。
- 10 被保険者証については、合併年度は現行のおりとするが、平成17年度から被保険者毎にカード式被保険者証を交付する。
- 11 保健事業については、疾病状況等の地域の特性に応じた取り組みをそれぞれ行っていることを踏まえ、円滑に事業が実施できるよう新町において調整する。

■第4回合併協議会 提案第40号 平成16年7月14日提案

■第5回合併協議会 協議第49号 平成16年7月26日確認

21 介護保険事業の取扱い

1. 保険料については、新町において段階的に調整を行い、平成22年度までに統一する。
なお、合併年度は3町それぞれの例による。
2. 保険料の納付方法については、現行のとおりとする。
3. 納期（普通徴収）については、郡家町、船岡町の例による。
4. 介護保険運営協議会については、新町において新たに設置する。

■第4回合併協議会 提案第41号 平成16年7月14日提案

■第5回合併協議会 協議第50号 平成16年7月26日確認

22 消防団の取扱い

1. 3町の消防団は合併時に統合し、現団員については、新町に引き継ぐ。
なお、消防団員の定数及び分団等は、当面現行のとおりとし、新町において調整する。
2. 報酬、任用、階級その他身分については、現行制度及び同規模の自治体の例をもとに合併時に調整する。
3. 制服については、新町において調整する。
4. 表彰制度については、新町において調整する。

■第3回合併協議会 提案第25号 平成16年6月23日提案

■第4回合併協議会 協議第35号 平成16年7月14日確認

23 各種事務事業の取扱い

各種事務事業の取扱いの方針は、次のとおりとします。

23-1 消防防災関係事業

1. 防災行政無線については、当面現設備を運用する。
2. 地域防災計画、住民避難計画については、新町において新たに策定する。
3. 防災会議については、新町において新たに設置する。
4. 災害対策本部については、組織を設置するための条例等を合併時に制定する。
5. 災害等見舞金については、新町において新たな制度を検討する。防火防災訓練
災害補償制度は、現行のとおりとする。
6. 被災者住宅再建支援事業については、現行のとおりとし、支給関係は、合併時
に調整する。

7. 自主防災組織については、現行のとおりとする。なお、合同演習、出動手当は、合併時に調整する。婦人消防隊福祉共済制度、幼年消防クラブ及び少年消防クラブは、現行のとおりとする。

■第3回合併協議会 提案第26号 平成16年6月23日提案

■第4回合併協議会 協議第36号 平成16年7月14日確認

23-2 電算システム事業

電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう統一を図り、合併時に稼働できるよう調整する。ただし、単独処理業務は、合併時又は新町において調整する。

■第3回合併協議会 提案第27号 平成16年6月23日提案

■第4回合併協議会 協議第37号 平成16年7月14日確認

23-3 その他総務関係事業

1 選挙事務

- (1) 投票所の数は、現行のとおりとし、ポスター掲示場の数など必要事項については、合併時に調整する。
- (2) 開票所については、合併時に調整する。
- (3) 選挙公報については、現行のとおりとする。
- (4) 入場券の配布方法については、郡家町の例により合併時に調整する。

2 総務業務

- (1) 行政連絡員（区長等）制度については、現行のとおりとし、職務、位置付けについては郡家町を基本に合併時に調整する。
- (2) 行政区の取扱いについては、現行のとおりとする。ただし、同一名称の行政区については、関係町において合併の日までに調整する。
- (3) 情報公開制度については、現行のとおりとし、条例等を合併時に制定する。情報公開条例の審査委員の任命方法・人数については合併時に調整する。
- (4) 個人情報保護制度については、八東町の例によることとし、条例等を合併時に制定する。
- (5) 地縁団体の取扱いについては、郡家町、船岡町の例による。
- (6) 公告については、現行のとおりとする。
- (7) 人権擁護委員については、現行のとおりとする。

■第2回合併協議会 提案第17号 平成16年6月10日提案

■第3回合併協議会 協議第26号 平成16年6月23日確認

23-4 広報広聴関係事業

- 1 広報紙の発行については、毎月1回発行することとし、発行日は、毎月1日とする。配布については、新町においても自治会の理解を得て区長を通じて行い、一部郵送のものについては、そのまま引き継ぎ新町区域全域全戸配布とする。視聴覚障害者への対応については、新町において実施に向け調整する。
- 2 町勢要覧については、新町において作成する。
- 3 従来の情報提供が低下しないよう新町においてホームページを開設する。
- 4 広聴関係について、ホームページに開設している相談・要望等のシステムは、新町において調整する。
- 5 住民懇談会については、新町において調整する。

■第2回合併協議会 提案第18号 平成16年6月10日提案

■第3回合併協議会 協議第27号 平成16年6月23日確認

23-5 男女共同参画事業

- 1 ファミリーサポートセンターについては、八東町の例により合併時に調整する。
- 2 男女共同参画プランについては、新町において新たに策定する。
- 3 男女共同参画条例については、八東町の例を基本とし合併時に制定する。
- 4 男女共同参画の活動拠点としての女性交流室は、新町に引き継ぐ。

■第2回合併協議会 提案第19号 平成16年6月10日提案

■第3回合併協議会 協議第28号 平成16年6月23日確認

23-6 姉妹都市等との交流事業

海外との友好提携地域については新町に引き継ぎ、事業のあり方等については新町において調整する。

■第2回合併協議会 提案第20号 平成16年6月10日提案

■第3回合併協議会 協議第29号 平成16年6月23日確認

23-7 交通関係事業

1. 交通安全対策事業

- (1) 交通安全対策会議等については、新町において新たに設置する。

交通安全計画は、新町において新たに策定する。

(2) 交通災害共済加入取扱い及び助成事業については、合併時に廃止する。

(3) 防犯灯・街灯の町管理施設については、新町に引き継ぐ。電気代及び修繕料の負担者は、当面現行のとおりとし、5年以内に調整する。

2. 路線バス等対策事業

路線バス及び若桜鉄道の維持等、公共交通機関の確保に関する事業については、新町においても引き続き実施する。

■第3回合併協議会 提案第28号 平成16年6月23日提案

■第4回合併協議会 協議第38号 平成16年7月14日確認

23-8 その他企画関係事業

1 総合計画

総合計画については、新町において新たに策定する。

2 過疎計画及び辺地計画

(1) 過疎計画については、八東町において平成16年度に策定し新町に引き継ぐ。

(2) 辺地計画については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

3 定住対策事業

(1) 定住奨励金については廃止し、新たな定住対策事業を新町において検討する。

(2) UIJターン支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

4 広域交流事業

(1) 国道29号周辺地域振興事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) コリドー21・全国難読町村サミット・八の字サミットについては、合併時に廃止する。

5 人材育成事業

人材育成事業については、新町においても実施することとし、事業のあり方等については、新町において調整する

6 行政相談、消費者相談事業

(1) 行政相談については、新町において現行の相談事業が実施できるよう調整する。

(2) 消費者相談については、新町において現行の相談事業が実施できるよう調整する。

7 開発行為規制

開発行為規制の制度については、郡家町、船岡町の例を基本として合併時に新たに定める。

8 電源立地地域対策交付金事業

電源立地地域対策交付金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

■第2回合併協議会 提案第21号 平成16年6月10日提案

■第3回合併協議会 協議第30号 平成16年6月23日確認

23-9 窓口業務

窓口業務については、新町においても住民サービスに配慮した組織体制を整備するとともに、窓口機能の充実に努める。

■第4回合併協議会 提案第42号 平成16年7月14日提案

■第5回合併協議会 協議第51号 平成16年7月26日確認

23-10 健康対策事業

1. 母子保健事業、食生活改善推進事業、老人保健事業については、新町においても引き続き実施することとし、事業のあり方は新町において調整する。
2. 成人健康診査については、健診項目、対象者、個人負担等を統一し実施する。
3. 妊婦栄養食品支給事業については、合併時に廃止する。
4. 予防接種事業については、現行のとおりとする。
5. 結核予防事業については、郡家町の例による。
6. 精神保健事業については、郡家町の例による。
7. 健康づくり推進協議会については、新町において新たに設置する。
8. 保健推進委員については、新町において新たに任命する。

■第4回合併協議会 提案第48号 平成16年7月14日提案

■第5回合併協議会 協議第52号 平成16年7月26日確認

23-11 高齢者福祉事業

1. 敬老事業のうち長寿お祝い事業については、満100歳の誕生日を迎える者に5万円を支給することとする。敬老年金については、現行のとおりとする。
2. 緊急通報装置運営事業については、現行のとおりとする。
3. 外国人等高齢者福祉給付金については、郡家町、船岡町の例による。
4. 低所得者対策事業のうちホームヘルプ利用者負担軽減については、現行のとおりとし、社会福祉法人等による利用者負担の減免については、八東町の例による。
5. 家族介護者支援事業については、国又は県等の法令等に準拠しながらサービス

の充実に努める。

6. 介護予防・生活支援事業については、国又は県等の法令等に準拠しながらサービスの充実に努める。
7. 老人ホーム入所判定委員会については、新町において新たに設置する。
8. 敬老会については、旧町単位で実施することとし、事業のあり方については新町において調整する。なお、対象年齢を満75歳とするよう新町において段階的に調整を行う。
9. 金婚式については、新町においても実施することとし、事業のあり方については新町において調整する。

■第4回合併協議会 提案第43号 平成16年7月14日提案

■第5回合併協議会 協議第53号 平成16年7月26日確認

23 - 12 障害者福祉事業

- 1 国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の法令等に準拠して実施する。
- 2 八東町障害者住宅整備資金貸付制度については、合併時に廃止する。ただし、当該制度で適用した償還継続分は新町に引継ぐ。

■第4回合併協議会 提案第44号 平成16年7月14日提案

■第5回合併協議会 協議第54号 平成16年7月26日確認

23 - 13 児童福祉事業

1. 保育所については、新町に引継ぐ。開所時間については地域の実情に応じ、合併時に調整する。
2. 保育料については、次のとおりとする。
 - (1) 合併年度は3町それぞれの例により、平成17年度から国の徴収基準額表を基に概ね60%の額で統一する。なお、階層区分は八東町の例による。
 - (2) 所得税の課税されないひとり親世帯については、減額措置を講じるものとする。
 - (3) 船岡町の大江へき地保育所については、現行のとおりとする。
 - (4) 同時入所に係る保育料減免措置については、郡家町の例による。
 - (5) 長時間保育を利用しない場合の減免措置については、合併時に廃止する。
3. 延長保育については、地域の実情に応じた施策であり現行のとおりとする。なお、利用料については合併時に調整する。
4. 一時保育については、地域の実情に応じた施策であり現行のとおりとする。な

お、利用料については合併時に調整する。

5. 特別保育事業については、新町においても有利な補助事業を活用し実施する。
6. ブックスタート事業については、郡家町の例による。
7. 児童虐待防止ネットワークについては、新町において新たに設置する。
8. 放課後児童クラブについては、新町においても旧町単位で実施する。なお、対象者、事業内容等については合併時に調整する。

■第4回合併協議会 提案第49号 平成16年7月14日提案

■第5回合併協議会 協議第55号 平成16年7月26日確認

23 - 14 環境対策事業

1. 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステム（国際規格ISO14001）の認証を取得している郡家町の例により、新町において全職場での認証取得を目指すこととする。

2. 一般廃棄物対策等

- (1) し尿処理については、現行のとおりとする。
- (2) ごみ処理（分別）については、現行のとおりとする。
- (3) ごみ処理（収集）については、収集区域、収集委託、収集体系、収集方式、ごみステーションは現行のとおりとする。なお、収集頻度については、当面現行のとおりとし、新町において検討する。
- (4) ごみ処理（手数料）については、次のとおりとする。
 - ① 合併年度は3町それぞれの例により、平成17年度から統一する。
 - ② 手数料徴収方法は、船岡町、八東町の例による。
 - ③ 指定ごみ袋使用品目は、可燃ごみ、トレイ及びプラスチックの3品目とする。
 - ④ 指定ごみ袋使用料は、1枚につき、大35円、中30円、小25円とする。
 - ⑤ 指定ごみ袋販売委託料は、一律2円とする。
 - ⑥ ごみ収集手数料徴収報奨金制度は、合併時に廃止する。
- (5) 環境美化推進員については、新町において新たに任命する。
- (6) 町営墓地については、現行のとおり新町に引継ぐ。
- (7) 霊柩車の貸与事業については、新町においても実施し、使用料は12,000円とする。なお、運転を親族等が行う場合は、使用料を免除する。
- (8) 環境審議会については、新町において新たに設置する。
- (9) その他環境衛生事業のうち、そ族昆虫駆除については、防疫薬剤を希望者に無料配布する。その他の事業については、現行のとおりとする。

■第4回合併協議会 提案第45号 平成16年7月14日提案

■第5回合併協議会 協議第56号 平成16年7月26日継続協議

23 - 15 その他福祉保健事業

1. 在宅介護支援センター運営事業については、新町において基幹型在宅介護支援センターを1箇所、地域型在宅介護支援センターを2箇所設置する。
2. 戦没者慰霊祭については、新町においても旧町単位で実施することとし、事業のあり方については新町において調整する。
3. 母子福祉小口貸付事業については、新町においても実施する。
4. 民生委員推薦会については、新町において新たに設置する。
5. 寡婦福祉事業については、合併時に廃止する。

■第4回合併協議会 提案第46号 平成16年7月14日提案

■第5回合併協議会 協議第57号 平成16年7月26日確認

23 - 16 農業水産関係事業

1. 農道については、新町に引き継ぐ。
2. 農業振興地域整備計画については、新町において新たに策定する。
3. 地域農業マスタープランについては、新町において新たに策定する。
農業経営改善支援センターは、新町において新たに設置する。
4. 農地流動化対策円滑化プロジェクトチームについては、新町において新たに設置する。
5. 農林業施策の推進を図るための委員会等については、新町において新たに設置するか、若しくは統合する。ただし、独自の目的をもった委員会等は、従来からの経緯、実情等を踏まえ新町に引き継ぐ。
6. 土地改良事業の国・県補助事業については、新町においても引き続き実施する。
なお、各事業に係る分担金は、県の負担割合を基本として新たな制度を設ける。
ただし、事業認定を受けた継続事業は、現行のとおりとする。
7. 農地、農業施設等補助災害復旧事業の分担金については、5%以内とする。ただし、補助対象外経費は、合併時に調整する。
8. 水田生産調整（転作）の面積配分等については、3町の「地域水田農業ビジョン」計画を新町に引き継ぎ、平成18年度新たに策定する。
9. 中山間地域等直接支払制度を受けた集落・個別協定については、新町に引き継ぐ。
10. 農業後継者養成奨学資金については、八東町の例による。

11. 農業近代化資金利子補給については、郡家町、船岡町の例による。
12. 農業経営基盤強化資金利子助成については、現行のとおりとする。
13. その他事業については、国及び県の事業を有効的に活用し、新町においても実施する。

■第3回合併協議会 提案第29号 平成16年6月23日提案

■第4回合併協議会 協議第39号 平成16年7月14日確認

23 - 17 林業事業

1. 町営林道については、新町に引き継ぐ。
2. 森林整備計画については、3町の計画を新町に引き継ぎ、平成19年度新たに策定する。
3. 治山事業分担金については、郡家町の例による。
4. 入会林野等整備事業については、合併時に廃止する。
5. 県営林道開設事業分担金については、現行のとおりとする。
6. 町営林道開設事業分担金については、新町において新たな制度を設ける。ただし、継続事業は、現行のとおりとする。
7. 作業道開設事業分担金については、現行のとおりとする。

■第3回合併協議会 提案第30号 平成16年6月23日提案

■第4回合併協議会 協議第40号 平成16年7月14日確認

23 - 18 商工観光事業

1. 中小企業小口融資については、県の融資制度を基本として、合併時に新たな制度を定める。ただし、旧町の制度で適用した償還継続分は、新町に引き継ぐ。
2. 同和地区中小企業特別融資については、県の融資制度を基本として、合併時に新たな制度を定める。ただし、旧町の制度で適用した償還継続分は、新町に引き継ぐ。
3. 中小企業設備資金融資については、合併時に廃止する。ただし、郡家町の制度で適用した償還継続分は、新町に引き継ぐ。
4. 地域総合整備資金については、県の融資制度を基本として、合併時に新たな制度を定める。ただし、旧町の制度で適用した償還継続分は、新町に引き継ぐ。
5. 3町の商工観光関係各種イベントについては、統合再編等に努め新町において調整のうえ実施する。

■第3回合併協議会 提案第31号 平成16年6月23日提案

■第4回合併協議会 協議第41号 平成16年7月14日確認

23 - 19 建設関係事業

1 土木事業

- (1) 町道については、新町に引き継ぐ。
- (2) 道路法による新規道路の認定基準については、合併時に調整する。
- (3) 町道占用料については、道路法施行令別表を基準として合併時に調整する。
- (4) 道路改良負担金については、合併時に統一する。ただし、継続事業は現行のとおりとする。
- (5) 急傾斜地崩壊防止工事地元負担金については、船岡町の例による。ただし、継続事業は現行のとおりとする。
- (6) がけ地近接危険住宅移転事業については、八東町の例による。
- (7) 法定外公共物占用料については、道路法施行令別表を基準として合併時に調整する。
- (8) 除雪の範囲については、現行のとおりとし、除雪開始基準は当面旧町の基準を引き継ぎ、地域の実情等に配慮しながら随時調整する。
- (9) 融雪施設の施設については、新町に引き継ぎ、維持管理は委託する方向で検討する。

2 公営住宅事業

- (1) 町営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 改良住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 公営住宅ストック総合活用計画については、新町において新たに策定する。

■第2回合併協議会 提案第22号 平成16年6月10日提案

■第3回合併協議会 協議第31号 平成16年6月23日確認

23 - 20 都市計画事業

- 1 都市計画の区域等については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 2 都市計画審議会については、新町において新たに設置する。
- 3 都市計画マスタープランについては、新町において新たに策定する。

■第2回合併協議会 提案第23号 平成16年6月10日提案

■第3回合併協議会 協議第32号 平成16年6月23日確認

23 - 21 水道事業

1. 簡易水道施設については、新町に引き継ぐ。
2. 水道料金については、合併年度は各町それぞれの例により、平成 17 年度から現在の船岡町の料金に統一する。ただし、新町発足後 5 年以内に見直しを図ることとする。
3. 加入金については、郡家町の例による。
4. 検針集金間隔については、現行のとおりとする。検針集金方法は現行のとおりとし、委託料は、郡家町の例による。
5. 水道料金の減免措置については、郡家町の例による。
6. 指定給水装置工事業者については、新町において新たに指定する。
7. 審議会については、新町において新たに設置する。
8. 自治会所有施設の水道加入金及び料金徴収の有無については、郡家町の例による。
9. 自治会の管理施設の管理については、平成 17 年度から新町の管理に移行できるように合併時まで調整する。
10. 自治会所有施設の町からの援助については、当分の間それぞれの例によるが、公平性の原則から援助のあり方を新町において検討する。

■第 3 回合併協議会 提案第 32 号 平成 16 年 6 月 23 日提案

■第 4 回合併協議会 協議第 42 号 平成 16 年 7 月 14 日確認

23 - 22 下水道事業

1. 施設については、新町に引き継ぐ。
2. 施設受益者負（分）担金については、現在整備中の地域もあるため、当分の間現行のとおりとする。ただし、事業所は、合併時に調整する。
3. 使用料金については、合併年度は 3 町それぞれの例により、平成 17 年度から次のとおり統一する。ただし、新町発足後 5 年以内に見直しを図ることとする。
 - (1) 一般家庭の基本料金は 2,200 円／月、加算料金は 420 円／人とする。
 - (2) 一般家庭以外の基本料金は 2,200 円／月、加算料金は合併時に調整する。
4. 運営審議会については、新町において新たに設置する。
5. 自治会所有施設の負（分）担金については、現在整備中の地域もあるため、当分の間現行のとおりとし、使用料金徴収の有無は郡家町の例による。
6. 水洗便所改造資金融資制度については、郡家町の制度を基本として合併時に調整する。
7. 合併処理浄化槽設置事業の郡家町区域については、当分の間現行のとおりとす

る。

8. 排水設備工事店の指定については、郡家町の例による。なお、平成18年5月1日を登録基準日として調整する。

■第3回合併協議会 提案第33号 平成16年6月23日提案

■第4回合併協議会 協議第43号 平成16年7月14日確認

23 - 23 学校教育関係事業

1. 教育関係事業

- (1) 通学区域については、現行のとおりとする。
- (2) 通学方法については、現行のとおりとする。
- (3) 英語指導助手事業については、ALT派遣要綱に基づき新町においても配置する。就業規則等は、合併時に調整する。
- (4) 要保護・準要保護、特殊教育については、国県の基準を基本として合併時に調整する。
- (5) 教育相談事業については、新町に引き継ぐ。なお、心の教育相談員の配置日数等は、合併時に調整する。
- (6) 重度心身障害等スクールサービス事業については、新町に引き継ぐ。なお、事務内容は、合併時に調整する。
- (7) 町立学校評議員については、制度を新町において新たに設置する。
- (8) 30人学級対応事業については、新町に引き継ぐ。
- (9) 学校保健事業については、現行のとおりとする。なお、検診項目、学校医の報酬等は、合併時に調整する。

2. 給食業務

- (1) 給食施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。施設の名称、管理運営体制は、合併時に調整する。
- (2) 給食対象については、現行のとおりとし、年間給食回数等は、平成17年度より統一する。
- (3) 給食費については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度より単価を統一する。

■第3回合併協議会 提案第34号 平成16年6月23日提案

■第4回合併協議会 協議第44号 平成16年7月14日確認

23 - 24 生涯学習・社会教育関係事業

1. 社会教育事業

- (1) 社会教育委員については、新町において新たに設置する。
- (2) 社会教育事業・家庭教育事業・青少年教育事業については、現行のとおりとし、事業のあり方は、新町において調整する。
- (3) 成人式については、新町1箇所で開催することとし、開催方法等は、合併時に調整する。
- (4) 公民館・地区公民館については、現行のとおり新町に引き継ぎ、事業のあり方は、新町において調整する。名称は、合併時に調整する。
- (5) 公民館運営審議会については、新町において新たに設置する。
- (6) 図書館・図書室については、現行のとおり新町に引き継ぎ、事業、名称は、合併時に調整する。

2. 社会体育事業

- (1) 町民体育祭・運動会については、新町において統合し、実施する。
- (2) スポーツ大会、スポーツ教室については、新町においても引き続き実施することとし、事業のあり方は、新町において調整する。

■第3回合併協議会 提案第35号 平成16年6月23日提案

■第4回合併協議会 協議第45号 平成16年7月14日確認

23 - 25 文化振興事業

1. 文化財保護審議会については、新町において新たに設置する。
2. 文化財については、新町に引き継ぐ。
3. 文化財整備・保存については、新町に引き継ぐ。
4. その他文化事業については、現行のとおりとし、事業のあり方は、新町において調整する。

■第3回合併協議会 提案第36号 平成16年6月23日提案

■第4回合併協議会 協議第46号 平成16年7月14日確認

23 - 26 人権・同和対策事業

1. 同和教育推進事業については、新町においても引き続き実施することとし、事業のあり方は、新町において調整する。
2. 隣保館及び児童館については、現行のとおり新町に引き継ぎ、事業のあり方は、新町において調整する。

3. 同和対策総合計画については、新町において新たに策定する。
4. 差別撤廃・人権擁護審議会及び隣保館等運営審議会については、新町において新たに設置する。
5. 住宅新築資金等貸付事業については、新町に引き継ぐ。

■第3回合併協議会 提案第37号 平成16年6月23日提案

■第4回合併協議会 協議第47号 平成16年7月14日確認

23 - 27 議会関係業務

議会・監査委員会関係（地方自治法等の関係法令に規定する事項は、それに準拠して統一を図る。）

1. 定例会については、現行のとおりとする。
2. 委員会については、新町において検討し、設置する。
3. 議事録の調製については、新町において調整する。
4. 議会報については、新町において調整する。

■第4回合併協議会 提案第47号 平成16年7月14日確認

■第5回合併協議会 協議第58号 平成16年7月26日確認

23 - 28 その他協議が必要な事業

- 1 納税組合については、現行のとおりとする。納税組合奨励金については、船岡町、八東町の例により、対象税目は現行のとおりとする。
- 2 納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。

■第2回合併協議会 提案第24号 平成16年6月10日提案

■第3回合併協議会 協議第33号 平成16年6月23日確認

24 その他合併に関すること

特記事項なし

25 新町建設計画

別添「新町まちづくり計画」のとおり

- 第4回合併協議会 提案第50号 平成16年7月14日提案
- 第5回合併協議会 協議第59号 平成16年7月26日継続協議
- 第6回合併協議会 協議第59号 平成16年8月6日継続協議
- 第7回合併協議会 協議第59号 平成16年8月11日継続協議
- 第8回合併協議会 協議第59号 平成16年8月26日継続協議
- 第9回合併協議会 協議第59号 平成16年9月2日確認



合併協定項目の協議状況

2004年9月2日版

2004年9月3日発行

発行 郡家町・船岡町・八東町合併協議会
〒680-0521 鳥取県八頭郡八東町安井宿 713-1
(八東町就業改善センター内)
TEL : 0858-84-6111 FAX : 0858-84-6113
URL : <http://www.3town-gappei.org/>
e-mail : info@3town-gappei.org

編集 郡家町・船岡町・八東町合併協議会事務局

Copyright©2004 郡家町・船岡町・八東町合併協議会
記載内容の無断複写・転載を禁じます。